

1 3 用語読替一覧

No.	本編:頁	用 語	読替後
1	1	国民の保護のための措置	保護措置
2	1	姫路市の国民の保護に関する計画	市保護計画
3	1	市長及びその他の執行機関	市
4	1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	国民保護法
5	1	国民の保護に関する基本指針	基本指針
6	1	兵庫県の国民の保護に関する計画	県保護計画
7	2	市内に居住している人はもとより、通勤、通学、旅行等で市内に滞在する人や市外から避難してきたすべての人（外国人を含む。）及び市内において活動を行うすべての法人その他の団体	市民
8	3	姫路市国民保護協議会	市協議会
9	3	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令	国民保護法施行令
10	1 9	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	事態対処法
11	3 3	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	安否情報省令
12	4 5	市国民保護対策本部	市対策本部
13	4 5	市国民保護警戒対策会議	市警戒対策会議
14	4 5	市国民保護警戒本部	市警戒本部
15	4 8	政府による武力攻撃事態等の認定	事態認定
16	5 2	市国民保護現地対策本部	市現地対策本部
17	5 8	知事その他県の執行機関	知事等
18	6 6	武力攻撃災害緊急通報	緊急通報
19	7 0	警察署長、海上保安部長又は保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長	警察署長等
20	7 0	警察官、海上保安官又は自衛官	警察官等

No.	本編:頁	用 語	読替後
21	8 1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準	救援の程度及び基準
22	9 0	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	安否情報システム
23	1 1 0	市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務	生活関連物資等
24	1 1 0	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	買占め等防止法
25	1 1 0	国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資	特定物資
26	1 1 0	国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資	指定物資
27	1 1 2	ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書	特殊標章等
28	1 1 2	国民保護措置に係る職務、業務又は協力	職務等
29	1 1 2	職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等	場所等

あ

【安否情報】

避難住民及び武力攻撃災害等により負傷し又は死亡した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報をいう。

【e ラーニング】

パソコンやインターネットなどを利用した教育をいう。

【受入地域】

他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。

【NBC】

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）の総称。

【LGWAN】

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（Local Government Wide Area Network）をいう。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能にする通信ネットワークとして整備され、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としている。

か

【危険物質等】

引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質で、政令で定めるものをいう。

【基本指針】

（→ 国民の保護に関する基本指針）

【緊急消防援助隊】

大規模・特殊な災害発生時に、国が、全国の消防機関から必要な消防隊員、消防車両及び資機材等を災害地に派遣し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを目的に結成される部隊をいう。

【緊急対処事態】

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

【緊急物資】

避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。

【公用令書】

行政上の命令を行うに当たって交付する文書をいう。公用令書には当該処分の名宛人の氏名、根拠となる法令の規定、命令の内容等が記載されている。

【国際人道法】

武力紛争において、人道的諸問題に対する配慮から、紛争当事者の戦闘方法や手段を制限するために規定された国際法規の総称（ジュネーヴ諸条約等）をいう。

【国民の保護に関する基本指針（基本指針）】

政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針をいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となるものである。

【国民の保護に関する業務計画（国民保護業務計画）】

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画で、自らが実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものをいう。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

【国民の保護に関する計画（国民保護計画）】

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、地方公共団体及び指定行政機関が作成する計画で、国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものをいう。地方公共団体の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、都道府県と指定行政機関は内閣総理大臣に、市町村は都道府県知事にそれぞれ協議することとなっている。

【国民の保護のための措置（国民保護措置）】

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置のことをいう。例えば、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等のこと。

【国民保護協議会】

都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会のことをいう。

【国民保護業務計画】

（→ 国民の保護に関する業務計画）

【国民保護計画】

(→ 国民の保護に関する計画)

【国民保護措置】

(→ 国民の保護のための措置)

【国民保護等派遣】

防衛大臣が、知事から国民保護法第 15 条第 1 項（緊急対処事態における準用を含む）の要請を受けた場合や、国の対策本部長（内閣総理大臣）から同条第 2 項の求めがあった場合に実施する、国民保護措置等のための自衛隊の派遣をいう。

【国民保護法】

(→ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)

さ

【災害時要援護者】

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、適切な避難行動等をとることが困難な人々のことをいう。

【災害対策基本法】

国土をはじめ国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立するとともに防災計画など災害対策の基本を定めた法律。

【指定行政機関】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省が指定されている。(27 機関)

【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。

【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意

見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

【自主防災組織】

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

【収容施設】

避難施設、応急仮設住宅など、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居するための施設をいう。

【生活関連等施設】

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設をいう。

た

【対処基本方針】

武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針のことをいう。

【治安出動】

一般の警察力では、治安を維持することができない場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

【トリアージ】

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけることをいう。

は

【避難実施要領】

避難の指示を受けた市町村長が、関係機関の意見を聴いて、避難の経路、避難の手段その他避難の方法などに関して定めるものをいう。

【避難先地域】

住民の避難先となる地域のことをいう。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

【輻輳】

交換機やネットワークの処理能力を超えて通信量が発生し、通信が滞ることをいう。

【武力攻撃】

我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

【武力攻撃事態対処法】

(→ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律)

【武力攻撃事態等】

武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）】

武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める国民の保護に関する基本指針、地方公共団体が作成する国民保護計画及び同計画を審議する国民保護協議会並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画などについてもこの法律において規定している。平成 16 年 6 月 14 日成立、同年 9 月 17 日施行。

【武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）】

武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。平成 15 年 6 月 6 日成立、同月 13 日施行。

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

【防衛出動】

武力攻撃事態において、我が国を防衛するために必要がある場合に、内閣総理大臣が命じる自衛隊の出動をいう。

よ

【要避難地域】

国の対策本部長（内閣総理大臣）が示す住民の避難が必要な地域のことをいう。